平成２１年（フ）第９８号
島根県出雲市小境町2006番地４　県営小境住宅２―231
債務者　桑原　　功
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９９号
島根県出雲市大社町杵築北2960番地、前住所埼玉県南埼玉郡宮代町中央２丁目２番23号コジマコーポ206号
債務者　中筋　　伸
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１００号
島根県出雲市小山町51番地３
債務者　佐藤　麗子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２５３号
広島県福山市入船町２丁目10番８号、旧住所広島県福山市草戸町３丁目12番13号
債務者　藤井　貴憲
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７７７号
神奈川県綾瀬市上土棚南１丁目６番11号
債務者　松林　照子（旧姓坂間）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８２７号
横浜市旭区金が谷１丁目43番29号
債務者　岩崎　由子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９４号
神奈川県海老名市上郷１丁目17番39号
債務者　小笠原徳子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０２号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目８番１号102
債務者　関原　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２８号
神奈川県藤沢市本町２―４―７　メゾンイレーヌ303　浅井方、住民票上の住所神奈川県鎌倉市梶原３丁目31番16号
債務者　星野　巴栄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９３０号
神奈川県大和市草柳２丁目３番地10ウイング華Ⅱ101
債務者　田中　伸雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４３号
横浜市中区末吉町１丁目21番地　ヒューセット飯田503号室
債務者　福島　祐也
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６５号
横浜市金沢区富岡西１丁目39番17号
債務者　阿部　仁志
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６９号
横浜市鶴見区梶山１丁目24番13号　光栄マンションＢ―３
債務者　兼山　貴臣
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９７３号
横浜市西区元久保町11番40号　２Ｆ
債務者　澁谷美智代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９７９号
神奈川県大和市渋谷６丁目１番地５エントピア102号
債務者　神田　　博（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部